

「中小企業再生支援協議会事業（産業復興相談センター事業）実施基本要領」新旧対照表

改正	現行
<p>5. 再生計画策定支援業務部門の業務手順</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 事業計画</p> <p>「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 <u>11</u>. 事業計画」を準用する。ただし、以下のとおり取り扱う。</p> <p>①「統括責任者」を「再生計画策定統括責任者」と読み替える。</p> <p>②「支援業務部門」を「再生計画策定支援業務部門」と読み替える。</p>	<p>5. 再生計画策定支援業務部門の業務手順</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 事業計画</p> <p>「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 <u>10</u>. 事業計画」を準用する。ただし、以下のとおり取り扱う。</p> <p>①「統括責任者」を「再生計画策定統括責任者」と読み替える。</p> <p>②「支援業務部門」を「再生計画策定支援業務部門」と読み替える。</p>